

個人情報ファイル簿（単票）

令和5年7月14日作成

個人情報ファイルの名称	滞納管理情報ファイル	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	税及び保険料の滞納を管理するため	
記録項目	1 個人番号、2 世帯番号、3 氏名、4 生年月日、5 住所、6 異動事由、7 電話番号、8 賦課に関する情報、9 納付に関する情報、10 延滞金に関する情報、11 滞納処分に関する情報、12 財産調査に関する情報、13 実態調査に関する情報、14 発送管理に関する情報、15 預かり文書に関する情報、16 時効管理に関する情報、17 徴収猶予に関する情報、18 繰上徴収に関する情報、19 機構移管に関する情報、20 執行停止に関する情報	
記録範囲	納付すべき税及び保険料を有するもの	
記録情報の収集方法	本人、本人以外（総務部税務課、市民福祉部市民課、市民福祉部社会福祉課、市民福祉部健康長寿課、上下水道事業所）	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係	
	(所在地) 981-1592 角田市角田字大坊 41	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第21条第7項に該当するファイル） <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備考		